

今後の感染拡大防止対策等について

1 目的

- 本日の政府対策本部会議において、北海道に対する緊急事態宣言の延長が決定されたところ（実施期間：6月1日（火）～同月20日（日））。
- 本日の北海道対策本部会議において、道民・市民や事業者への要請等を含めた北海道の取組について決定されたことを踏まえ、緊急事態宣言の実施期間内に感染拡大を抑え込むため札幌市の感染拡大防止対策等を以下のとおり実施する。

2 今後の感染拡大防止対策等

※ 下線部は、緊急事態宣言（5/16）以降の新たな又は強化した取組

（1）情報提供・共有

- 市民、事業者その他の団体に向けた取組

<共通の取組>

- ・医療体制の崩壊を防ぎ、市民の命を守るため、札幌市のほか、北海道、札幌市医師会など全9機関・団体の共同で行った「札幌市医療非常事態宣言」の発令に則り、注意喚起を実施

<市民への取組>

- ・感染防止の啓発について、市公式ホームページ、Twitter、広報さっぽろ、地下鉄車内へのポスター掲出等を実施
- ・緊急事態宣言に係る市長のメッセージ動画を作成し、LINE、Twitterによる配信及び市内大型ビジョンでの放映による市民への注意喚起を実施
- ・大通公園、創成川公園及び中島公園において、夜間飲酒をするグループ等に対し、徒歩による巡回及び声掛けによる注意喚起を実施
- ・保育施設を利用する保護者に対し、感染防止に係る情報発信や可能な範囲で家庭での保育を行うよう協力を依頼
- ・市役所、区役所、市税事務所への来庁自粛の呼びかけや来庁せずにできる手続き等について、市公式ホームページ、LINE、Twitter、啓発チラシの配布等による情報発信を実施
- ・繁華街、商店街、地下鉄駅等の人の集まりやすい場所・時間帯に公用車の巡回等の方法により、外出自粛等に係る注意喚起や来庁自粛の呼びかけを実施

＜事業者その他の団体への取組＞

- ・医療機関に対し、現状における課題と対策について情報提供するとともに、感染拡大防止の徹底などの注意喚起を実施
- ・療養病床を有する医療機関に対し、クラスターの多発を踏まえて感染防止対策の徹底などの注意喚起を実施
- ・テレワークやローテーション勤務などの出勤者数削減に向けた取組等について経済団体、業界団体等を通じて、市内事業者に引き続き協力を働きかけ
- ・すすきの観光協会と連携し、定期的なPCR検査の受検勧奨や感染防止対策の優良事例などを掲載した「ススキノかわら版」を月1回程度発行
- ・NPO法人に対し、市公式ホームページ、メルマガ等により、テレワークの推進等に係る国通知及びコロナ関連補助金等の情報発信を実施
- ・事業者、団体等（スポーツ競技団体、保育施設とその職員、介護サービス事業所や障がい福祉施設など）に対し、感染防止対策の徹底などの注意喚起を実施
- ・本市発注の受注業者及び建設業関連団体（20団体）に対し、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底に関する注意喚起及び本市発注の受注業者に対し工事等の一時中止等に関する対応について周知を実施

（2）まん延防止

①市の事業関係

○市内の人流抑制及び感染防止等を図るための取組

- ・市有施設の原則休館
- ・特定健診、がん検診（実施医療機関の個別検診除く）等の休止
- ・札幌市営地下鉄・路面電車の終発時刻の繰上げ
- ・地下鉄さっぽろ駅・大通駅に検温装置を設置
- ・国土交通省（札幌河川事務所）と連携し、豊平川河川敷におけるバーベキューの利用を中止するとともに、巡回により、利用者に対し自粛の呼びかけを実施
- ・まちなかキッズサロンおどりんこ（子育てサロン）の一般利用休止の代替・補完として、オンラインによる子育てサロンを開催
- ・乳幼児健康診査、BCG接種、平日エイズ検査等の休止

②イベント関係

○北海道の要請に連動して、イベント主催者等へ働きかけを実施

(参考) 北海道のイベント開催に係る要請

- ・開催要件（人数上限 5,000 人かつ収容率 50%以内、無観客で開催される催物を除き営業時間は 21 時まで、酒類提供の自粛等）の遵守

③飲食店関係

- 休業等の要請に伴う北海道からの支援金の支給事務（申請受付準備、市公式ホームページによる情報提供及びコールセンターの設置等）の実施

(参考) 北海道の市内飲食店等への要請

- ・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等への休業要請（酒類とカラオケ設備の提供を取り止める場合を除く）及びそれ以外の店舗への営業時間短縮要請（5 時～20 時）

- すすきの地区における定期的な店舗単位での P C R 検査の受検勧奨及び受検店舗の市民への情報提供
- すすきの地区における定期的な店舗単位 P C R 検査で感染者が発生した接待を伴う飲食店等に対し、消毒費用等の支援を継続
- 北海道が行う飲食店等に対する感染防止対策等に係る現地確認への協力

④事業者関係

- 営業時間短縮、外出や市外との往来自粛の要請等による影響を受けた市内事業者に対する経営相談等の支援を継続
- コールセンター事業者が取り組む感染防止対策に係る費用の助成を継続
- 市内の主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などの 20 時以降の夜間消灯について、引き続き協力依頼
- 宿泊事業者に対する感染防止対策に係る消耗品等の購入経費の支援や、設備整備・改修経費の補助を実施
- 乗合バス事業者及びタクシー事業者に対して、感染防止対策に係る支援金を支給

⑤学校関係等

- 市内の大学・短期大学に対し、感染防止対策の徹底、部活動の原則休止、原則オンラインによる授業の実施等を要請

- 市立学校において、修学旅行や運動会、学校祭等の実施の見合わせや部活動の原則休止を実施
- 市立高等学校・特別支援学校において、通学時（登校時・下校時）の混雑を避けるため、時差通学や短縮授業など学校の実情に応じた取組を実施
- 学校における感染拡大防止のため、迅速な疫学調査の徹底や児童生徒の出席停止の基準の拡大等を実施
- 市立小中学校において、登校不安の軽減に向け、自宅での学習も可能にする取組の強化を実施

⑥ クラスター対策

- 病院や高齢者施設、障がい福祉施設などを対象に、施設の従事者等に対する定期的なスクリーニング検査を実施
- 病院や高齢者施設等におけるクラスター対策のための医師及び看護師の早期派遣体制の整備

(3) 医療・検査関係

- 陽性患者の受け入れ病床の拡充や医師、看護師等の人的支援の要請などを実施
- 入院調整中の患者の一時待機場所として「入院待機ステーション」を整備
- 自宅療養者への薬剤の処方やパルスオキシメーター配布の拡充
- 在宅酸素等の医療を必要とする自宅療養者等に対し、往診・訪問診療を実施
- PCR検査センターの検査枠や発熱患者等を受け入れる外来診療体制の拡充
- 感染状況に応じて、全庁から応援職員を動員し、保健所の体制を強化
- 区感染症対策室を設置し、陽性患者の疫学調査や自宅療養者の健康観察等を実施

(4) 偏見・差別等の対応

- 日本ハムファイターズと連携し、札幌ドームでの公式試合の大型ビジョンやチカホにおいて、差別・偏見防止の啓発動画の放映及びチカホや地下鉄車内窓上等にファイターズ選手の啓発ポスターを掲出
- まちづくりパートナー協定企業を通じて、差別・偏見防止啓発チラシを配布
- 郵便局（227局）、区役所、地下鉄駅構内ホーム柵等において医療従事者などに対する差別・偏見防止啓発ポスターを掲出
- 市内小中学校・高校、児童会館において医療従事者などに対する子供向け差別・偏見防止啓発ポスターを掲出

家庭保育の協力依頼の再周知について

1 趣旨

令和3年5月15日（土）から、感染防止対策として保育所等を利用する保護者に対し、家庭保育の協力を依頼した。

このたび、緊急事態宣言の延長を受け、家庭保育の協力依頼期間を延長するとともに、保護者の勤務先へ向けた協力要請を行うこととした。

2 期間

令和3年6月20日（日）まで

（現在の依頼期間は、令和3年5月31日（月）まで）

3 周知方法等

保護者向け通知文と、保護者の勤務先へ向けた協力要請文を作成し、各保育所等を通じて周知を行うとともに、札幌市子育てサイトへも掲載する。

札幌市子育てアプリ登録者に対しては、プッシュ通知でお知らせする。

休業や営業時間短縮等の要請に応じる飲食店への協力支援金について

1 要請の趣旨

札幌市内の感染状況は、依然として感染力が強い変異株の市中への拡大を受け、新規感染者数が高止まりしており、医療提供体制も逼迫している。そこで、引き続き感染拡大の抑え込みを図るため、北海道の緊急事態措置適用の延長に基づき、知事が市内全飲食店に対し、6月1日以降も休業や営業時間短縮等を要請するもの。

2 要請の概要

(1) 要請期間

○令和3年6月1日(火)から令和3年6月20日(日)まで(20日間)

(2) 対象施設 札幌市内の飲食店・カラオケ店・結婚式場(変更なし)

(3) 要請内容(変更なし)

○休業・営業時間短縮

対象	要請内容
酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等 (酒類とカラオケ設備の提供を取り止める場合を除く)	休業
酒類とカラオケ設備のいずれも提供しない飲食店等	営業時間短縮(午前5時から午後8時)

○業種別ガイドラインの遵守

○都道府県知事が定める事項(アクリル板の設置や入店者へのマスク着用の周知等)

(4) 協力支援金

○支援金額/1店舗1日当たり(変更なし)

➤ 中小企業⇒4万円から10万円

(前年度または前々年度売上高の4割をもとに計算)

➤ 大企業 ⇒上限20万円

(前年度または前々年度と今年度を比較した売上高の減少額の4割をもとに計算)

※中小企業は、大企業と同じ計算方法も選択可

○支援金対象期間

令和3年6月1日(火)から令和3年6月20日(日)まで

3 要請期間と申請受付期間

要請期間	申請受付期間
4月27日から5月11日	5月12日から6月30日
5月12日から5月31日	6月1日から6月30日
6月1日から6月20日	6月21日から(予定)

教育委員会の新型コロナウイルス感染症に関する対応について

1 基本的な対応

教育委員会においては、手洗いや健康観察、検温等の基本的な感染症対策は「札幌市における教育活動のガイドライン」に基づき、各学校で実施している。

また、初期対応を迅速かつ丁寧に行うことで学校内での感染防止に努めている。

※ 初期対応等の詳細は、別紙1のとおり。

2 市立学校の感染者数・学級閉鎖等

別紙2のとおり。

3 教育委員会の主な取組

	内 容
1	部活動の原則休止
2	学校施設の目的外使用許可（少年団等の利用）の休止
3	修学旅行等の延期
4	感染リスクが高い学習活動の原則禁止
5	当該校の教職員・児童生徒以外は、入園・入校を原則禁止
6	教職員研修の延期等
7	運動会や校外学習などの学校行事の延期
8	高等学校・特別支援学校の時差通学・短縮授業等の通学時の混雑を避ける取組
9	児童生徒の出席停止の基準の拡大
10	教職員の在宅勤務の期間拡大

4 新たに強化する取組

登校不安の軽減に向け自宅での学習も可能にする対策の強化

⇒オンライン、オフラインを活用した学習支援、教育相談（心のケア）のさらなる充実により、登校不安を抱える児童生徒が無理に登校せず自宅で学習することを選択しやすくする。

札幌市立園・学校の子ども（教職員）に新型コロナウイルス感染者が発生した場合の臨時休業について

※「学校」の表記には、幼稚園を含みます。

子ども（教職員）に感染者が出た場合（1人目）

休校（濃厚接触者の特定と消毒終了まで）

事前調査の徹底による濃厚接触者の迅速な特定
毎日の消毒作業
により休校の実績はない

- ①感染者の在籍（担任）学級又は学年
- ②感染者と濃厚接触のある学級又は学年

学級閉鎖又は学年閉鎖

※状況に応じ選択
※当該学級又は学年の児童生徒はすべて濃厚接触者とみなす

- ③感染者の兄弟姉妹
- ④在籍校の濃厚接触者
- ⑤他校の濃厚接触者
- ⑥濃厚接触者（検査結果未判明）の兄弟姉妹

個別に出席停止

複数の教職員が濃厚接触者のため
学校の運営に支障がある場合

休校

札幌市立園・学校の子ども（教職員）に新型コロナウイルス感染者が発生した場合の臨時休業について

※「学校」の表記には、幼稚園を含みます。

子ども（教職員）に感染者が出た場合（2人目以降）

【考え方】学校で感染拡大の可能性があれば休校とする。

新たな感染者が
①～⑤の子どもの場合

追加の対応なし

※すでに閉鎖しており、
これ以上の感染拡大がない

新たな感染者が①～⑤以外の子どもの場合で
・1人目からの感染だった場合
・1人目との関連が不明の場合

休校

※学校内で
感染拡大が続く場合

1人目とは別経路で
感染者が出た場合

1人目の感染と
同じ対応
(学級又は学年閉鎖)

市立学校の感染者数・学級閉鎖等について

	幼稚園	小学校	中学校	高等学校 中等教育学校 特別支援学校	合計	備考
学校数	9	197	97	13	316	5/1時点
学級閉鎖事案発生校数	1	50	30	1	82	4/1～5/27まで
児童・生徒数 (A)	530	89,120	43,551	7,849	141,050	5/1時点
感染者数 (B)	1	287	142	25	455	4/1～5/27まで
感染率 (B/A)	0.19%	0.32%	0.33%	0.32%	0.32%	
教職員 (C)	111	5,921	3,193	868	10,093	5/1時点
感染者数 (D)	2	41	20	2	65	4/1～5/27まで
感染率 (D/C)	1.80%	0.69%	0.63%	0.23%	0.64%	
学級数 (E)	27	3,327	1,480	246	5,080	5/1時点
学級閉鎖数 (累計) (F)	1	77	42	2	122	4/1～5/27まで
発生率 (%) $E \div F \times 100$	3.7%	2.3%	2.8%	0.8%	2.4%	4/1～5/27まで
学級閉鎖数 (5/27時点) (G)	0	19	24	0	43	
閉鎖学級率 (%) $G \div E \times 100$	0.0%	0.6%	1.6%	0.0%	0.8%	5/27時点